

12月定例会

委員会の審査報告

市民
環境

斎場再整備計画の契約手続き完了

<平成19年8月新葬祭棟供用開始>

●議案第89号 宇治市斎場葬祭棟新築ほか改修建築工事の請負契約を締結するについて

●議案第90号 宇治市斎場火葬炉増設工事の請負契約を締結するについて

市から次のとおり説明が行われた。

これらの議案は斎場再整備に伴う新葬祭棟新築、改修建築工事及び火葬炉増設工事の請負契約を締結する。また、現在の葬祭棟を新待合棟に改修する工事及び現在の待合棟、火葬棟及び中庭の改修を順次行う。火葬炉については現在の6炉から8炉へ増設する工事を平成19年1月から5月にかけて行い、その後既存の炉も2炉



▲完成イメージ図

建設
水道

宇治橋通りの道路設計を報告

<歩行空間を確保し電線地中化へ>

●報告 宇治橋通りの整備取り組み状況について

市から次のとおり説明が行われた。

これらの議案は斎場再整備に伴う新葬祭棟新築、改修建築工事を開始し、8月に供用開始する。また、現在の葬祭棟を新待合棟に改修する工事及び現在の待合棟、火葬棟及び中庭の改修を順次行う。火葬炉については現在の6炉から8炉へ増設する工事を平成19年1月から5月にかけて行い、その後既存の炉も2炉



▲宇治橋通り

建設水道常任委員会の実施した先進地への行政視察について報告します。

ホームページの中でも掲載していますので、是非ご覧ください。

行政視察の報告

●視察先・視察項目

【福井県大野市】

①インフィル型市営住宅の整備について

中心市街地に増えた空き地や空き家を活用する形（インフィル型）で景観に配慮した市営住宅を建設し、街中の活性化が図られています。

②地下水位低下防止策について

市街地の湧き水「御清水」は観光名所になっているが、地下水位の低下が年々進んでいたため、地下水涵養池の造成などして人口涵養池の造成などの対策が講じられています。



●視察先・視察項目

【富山県富山市】

①LRT（次世代型路面電車システム）を活用したまちづくりについて

LRTを中心とした交通機関を整備することにより、車を使わなくても安心して快適な生活ができる環境整備が図られていました。

②富山ミュージアムバスについて

文化施設観覧の際の利便性を確保し、観光客に1館でも多くまわってもらうことを目標に、市内の博物館や美術館を専門に巡回する無料バスが運行されていました。



●視察先・視察項目

【石川県金沢市】

①まちなか駐車場について

中心部への過度な自動車の流入を抑制し、歩行者の安全性を確保するため、街中で駐車場を新設または変更する場合、市への届出を必要とする条例が制定されています。

②金沢オムニバスタウンの創造について

高齢化の進展により、自動車を運転できない人々が増加したため、バス停のバリアフリー化などバスを基軸とした

建設水道常任委員会

街づくりが行われていました。

12月定例会中の総務常任委員会、市民環境常任委員会、建設水道常任委員会、文教福祉常任委員会が審査した内容について、その一部をお知らせします。

総務

市職員の給与・退職手当改正

<国家公務員の給与構造改革に準じた内容に>

●議案第93号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

市から次のとおり説明が行われた。

これらの議案は、平成17年人事院勧告を受けて実施された、国家公務員のいわゆる給与構造改革に準じた内容により、本市職員の給与・退職手当の改正を行うものである。主な内容は、民間賃金水準の引下げ、給与の年功的な上昇の抑制、職務・職責と実績を十分に反映し得る査定昇給の導入を前提とした俸給構造への転換等である。



●議案第93号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

この委員から、給料表の8級制をとる理由、昇給日を4月1日とする等国基準と異なる理由、ラスパイレス指数への影響、早期退職者の退職金の優遇の程度、昇給時間の「良好な成績」の判断等内容、退職手当算定に係る看護（介護）休暇期間の取扱い、公務員給与の考え方、団塊の世代退職後の業務体制等について質疑が行われた。

その後、採決が行われ、全会一致で2議案とも可決すべしものと決した。

文教
福祉

視覚障害者の移動支援、費用減免を

<請願を全会一致で採択>

●請願第18-7号 障害者立支援法に基づく地域生活支援事業にかかる身体介護を伴わない移動支援の費用減免についての請願

請願の趣旨について議会事務局から次のとおり説明が行われた。

平成18年10月から全面施行となった障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業において、劣悪な交通環境のもと、視覚障害者が移動支援を要請するのは、安全・安心を確保する必須条件である。地域生

活事業に位置づけられた身体介護を伴わない移動支援事業は、日常生活を営むうえでの基本である。よって、この点を配慮のうえ、利用負担の減免を強く求める。

これに対し委員から、市に対する意見を述べた。

これに対し委員から、市に對し自治体と比較した場合の

